

報道機関各位

記者発表資料

平成22年1月14日(木)

問合せ先：産業廃棄物指導課

担当：指導係 石井、中村

電話番号：048-827-8508

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律137号。以下「法」という。)の規定に基づき、下記のとおり産業廃棄物処理業者に対する行政処分を行いました。

記

1 産業廃棄物処理業者の住所、名称及び許可内容

(1) 住 所 東京都港区東新橋一丁目2番10号PAL汐留ビル4F

(2) 名 称 FRONTIERWEST株式会社(代表取締役 平塚 輝)

(3) 許可内容 産業廃棄物収集運搬業(積替え保管を除く)

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分年月日

平成22年1月4日

4 処分理由

FRONTIERWEST株式会社は、平成21年11月13日付けで愛知県知事から産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し処分を受けたことにより、法第14条第5項第2号に規定する欠格要件に該当するに至った。

このことは、法第14条の3の2第1項第1号に規定する許可の取消事由に該当する。